

平成 2 5 年 6 月

美里町教育委員会定例会会議録

平成 2 5 年 6 月教育委員会定例会議

日 時 平成 2 5 年 6 月 2 6 日 (水曜日)

午後 1 時 3 0 分 開議

場 所 美里町役場南郷庁舎 2 0 1 会議室

出席委員 (5 名)

1 番	委 員 長	佐々木 勝 男 君
2 番	委 員	成 澤 明 子 君
3 番	委員長職務代行	三 浦 昌 明 君
4 番	委 員	佐 藤 三 昭 君
5 番	教 育 長	佐々木 賢 治 君

欠席委員 (名)

な し

教育委員会事務局出席者

次長兼教育総務課長	大 友 義 孝 君
教育総務課学校教育専門指導員	三 浦 満 君
教育総務課課長補佐	寒河江 克 哉 君

議事日程

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 前会の会議録の承認

第 3 報告事項

- 1 行事予定等の報告
- 2 教育長の報告
- 3 報告第 2 5 号 平成 2 5 年度第 3 回美里町議会定例会の報告
- 4 報告第 2 6 号 平成 2 5 年度生徒指導に関する報告 (5 月分)

5 報告第27号 平成24年度小中学校教育重点取組事業に関する報告

6 報告第28号 平成25年度学校教育力アップに関する報告

7 報告第29号 区域外就学について

第4 審議事項

1 議案第17号 美里町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

第5 協議事項

1 美里町教育委員会職員表彰規程について

第6 その他

1 宮城県中学校長会の要望事項について

本日の会議に付した事件

第1 会議録署名委員の指名

第2 前会の会議録の承認

第3 報告事項

1 行事予定等の報告

2 教育長の報告

3 報告第25号 平成25年度第3回美里町議会定例会の報告

4 報告第26号 平成25年度生徒指導に関する報告(5月分)【秘密会】

5 報告第27号 平成24年度小中学校教育重点取組事業に関する報告【秘密会】

6 報告第28号 平成25年度学校教育力アップに関する報告【秘密会】

7 報告第29号 区域外就学について【秘密会】

第4 審議事項

1 議案第17号 美里町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

第5 協議事項

1 美里町教育委員会職員表彰規程について

第6 その他

1 宮城県中学校長会の要望事項について

2 懇談会の協議【追加】

午後 1 時 3 0 分 開会

- 委員長（佐々木勝男君） それでは、ただいまから平成25年 6 月教育委員会定例会議を始めることにいたします。

議事日程の前に確認しますが、全員出席しておりますので、会議は成立しております。

日程第 1 会議録署名委員の指名

- 委員長（佐々木勝男君） 議事日程の第 1、会議録署名委員の指名ということで、2 番委員 成澤委員、3 番委員 三浦委員、よろしくお願ひしたいと思ひます。
-

日程第 2 前会の会議録の承認

- 委員長（佐々木勝男君） 議事日程第 2、前会の会議録の承認ということでございましたが、事前に配付されました会議録については、本日までに修正箇所の連絡がないということでしたが、それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、前会の会議録の承認については承認ということになりました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

日程第 3 報告事項 1 行事予定等の報告

- 委員長（佐々木勝男君） 議事日程第 3、報告事項。報告事項には 1 から 7 番までございますけれども、4、5、6、7 いわゆる報告第26号、報告第27号、報告第28号、報告第29号については、個人情報を含む非公開事項でありますので、内容等を考慮し秘密会ということでさせていただきますたいと思ひますが、委員の皆様、そのことについてはよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

傍聴者の皆さんにお願ひを申し上げたいと思ひます。日程第 3、報告事項の 4、5、6、7 については秘密会ということでございますので、一度御退席をお願ひしたいと思ひます。よろしく、御協力をお願ひしたいと思ひます。

それでは、日程第 3 の報告事項の 1、行事予定等の報告について、御説明をお願ひしたいと思ひます。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、行事予定等の報告をさせていただきます。資料におきましては、教育委員会教育総務課行事予定表となっております。要点のみ説明させていただきますので、御了解いただきたいと思います。

〔以下、資料に添った説明に付き詳細省略〕

- ・ 7月1日～9日 宮城県発掘調査パネル展（近代文学館ギャラリー）
- ・ 7月2日 おはなし広場（南郷図書館）・・・毎週火曜日開催
高校入試制度保護者説明会（小牛田中学校）
- ・ 7月3日 学校警察連絡協議会総会（駅東地域交流センター）
国際親善大使解散式（中央コミュニティセンター）
- ・ 7月4日 ふどうどう幼稚園指導主事訪問 ・ 7月5日 園長会、町内教頭会研修会
- ・ 7月8日 平成24年度決算監査 ・ 7月9日 校長会
- ・ 7月11日 小中学校芸術鑑賞教室（文化会館）・・・雅楽
第7回学校教育環境審議会
- ・ 7月17日 中学校剣道指導打ち合わせ
- ・ 7月19日 第1学期終業式（夏休み～8月25日）
絵本学習会「絵本の世界」（近代文学館）
- ・ 7月21日～24日 中総体県大会
- ・ 7月22日 学びの支援事業研修会（学び支援コーディネータ・相談員）
県教育委員会教育懇話会圏域別会議（委員長、教育長の出席）
- ・ 夏休み中の青少年事業、図書館事業
 - ・ 手づくり絵本教室〔近代文学館：24日、26日、31日〕
 - ・ 青少年事業活き生きこどもチャレンジ塾〔花山少年自然の家；25日、26日〕
 - ・ 青少年事業美里っ子塾里山で遊ぶ〔小牛田農林学校林〕
- ・ 7月27日 国際交流親善大使選考会
- ・ 追加行事予定
 - ・ 7月5日 第3回教育長連絡会定例会（大崎合庁で）
 - ・ 7月26日 美里町社会福祉協議会主催『防災教育研修会』

以上、教育委員会関係の行事予定の報告でございます。

○委員長（佐々木勝男君） ありがとうございます。追加の行事名もございました。何かお伺いしたいこととかありましたら、どうぞ。

- 教育長（佐々木賢治君） 委員長、2点ほど補足説明をお願いしてよろしいでしょうか。
- 委員長（佐々木勝男君） お願いします。
- 教育長（佐々木賢治君） 1点目は、2日に小牛田中学校を会場で行われる高校入試制度保護者説明会、教育委員会主催となっていますが、これは県の教育委員会高校教育課の事業でありまして、昨年度から入試制度ですか、ことしの春から前期選抜に変わっているわけでありましたが、昨年度から保護者を対象に県の高校教育課で説明をしております。

それで、昨年度につきましては、まさに教育委員会が中心となって、3校の中学校の保護者を対象に駅東地域交流センターで行いました。かなりの多くの方に参加いただきましたけれども、それで、今年度につきましては、各中学校の要望を聞きましたところ、小牛田中学校でぜひお願いをしたいと、それで、不動堂中学校、南郷中学校につきましては、昨年度もやっているし、大体保護者にも理解を得られていると思うのであえて要請はしませんと。それで、小牛田中学校を中心に保護者説明会を、PTA行事がある日のようですが、そこに合わせてやることにしました。形上は、教育委員会主催という県の方針でありますので、それで町主催、教育委員会主催という形をとらせていただきました。当日の運営等につきましては小牛田中学校に任せてございます。なお、小牛田中学校の計らいで、不動堂中、南郷中の親御さんのほうに呼びかけはしたようです。数名おいでいただくようですが、そういった内容の説明会でございます。

それから、もう1点、17日の中学校剣道指導打ち合わせとなっていますが、これにつきましては、中学校の学習指導要領改訂がありまして昨年度からスタートしております。それで、本町としましては、3つの中学校で武道指導の中で剣道を選択しました。これは二、三年前から準備をしております、武道場も設置していただきましたし、それから竹刀、防具等も町のほうで配慮をいただきまして計画的に準備をしていただきました。

昨年度から実施ということで進めているわけですが、町内の体育協会の中に剣道協会、剣友会という組織がございまして、その剣友会の方にいわゆる指導助手と言ったらいでしょうか、体育の教員はそれぞれもちろん学校にいまして、剣道の授業等についても指導はできるのですが、町内に大変すばらしい指導者の方がおいでだということの情報がありまして、剣友会のほうでもぜひ要請があれば御協力を申し上げたいという大変ありがたいお話をいただきまして、昨年度から授業に指導のお手伝いをいただいております。その打ち合わせを、ことしも夏休み前に、1学期中に行いまして、大体10月ぐらいからですか、剣道の授業、10時間程度ですけれども、ボランティアで大変ありがたい御指導をいただいております。その打ち合わせと

いう意味でございます。来年も続くものと思っております。以上でございます。

○委員長（佐々木勝男君） ありがとうございます。

次、全体で何かお伺いしたいことがございましたら、お願いします。

なければ、報告事項２、教育長の報告ということで、教育長さんよろしくをお願いします。

日程第３ 報告事項２ 教育長の報告

○教育長（佐々木賢治君） それでは、プリントに沿って要点を絞って御報告申し上げたいと思います。

〔以下、資料に添った説明に付き詳細省略〕

- ・ ５月２５日 南郷小学校運動会 ・ ５月２６日 美里町消防団春季演習
- ・ ５月３１日 県市町村教育委員会協議会総会（気仙沼市；委員長、教育長出席）
- ・ ６月１日、２日 遠田郡中体連

男女合わせて団体種目の１５種目中１０種目で、美里町内中学校が優勝

- ・ ６月４日 大崎地区教育長連絡会
- ・ ６月７日 県教育庁次長、義務教育課長等来庁
- ・ ６月１５日 遠田・加美郡合同陸上競技大会（陶芸の里陸上競技場）

男子１６種目中１２種目で美里町の中学生在が優勝

女子１４種目中１１種目で美里町の中学生在優勝

- ・ ６月１８日～２０日 美里町議会定例会
- ・ ６月２４日 小牛田小学校指導主事訪問 ・ ６月２７日 青生小学校指導主事訪問
- ・ ６月２８日 宮城大学との協定調印式・記念講演会

大きな項目の学力向上対策委員会の取り組みということで、きょう御報告を申し上げさせていただきますが、学力、体力の向上、今年度の大きな課題であります。もうそれに向けて各学校も取り組んでおりますが、前回の委員会でお話ししましたが、いわゆる学校側での取り組みの中に、授業交換という項目、予定ということで上げさせていただきました。その後、教務主任者会という組織があるのですが、その教務主任者会が学力向上対策委員会になっていますけれども、その方々にその計画、どうしたらいいのか、三浦専門指導員が中心になって話し合っていたかと、その授業交換の部分についてですね。それで、裏面を見ていただきたいのですが、対策という項目で書いてありますけれども、指導主事訪問のときにそれぞれ、例えば、６月２４日、小牛田小学校指導主事訪問がございました。そのときに１年生の担当教員、これは

全教員が必ず研究授業をしますから、１年生の授業をほかの小学校の１年生の担任が小牛田小学校に集まって、その授業を見て研修を深めると、そして自分の授業に生かしていくと。青生小学校の場合は、町内の小学校の２年生の教員が青生小学校に集まって、その２年生の研究授業を見て今後の自分の授業に生かしていくとか、そういった形で今年はやってみたいという取組ですね。なるほどと思ひまして、なかなか休みのときに子どもたちを集めて授業をするというような、前は町教研とかがありまして行っていたのですが、今はちょっと難しいので、そういった指導主事訪問を活用して進めていくと。初めての取り組みであります。

（２）学力向上サポートプログラム事業を南郷小・中学校で予定されております。

なお、美里町学力向上対策委員会というのは何なのかということですね、別紙資料をお手元に配付しています。１枚ものですが、これについて設立当時、担当校長だったのですが、三浦専門指導員のほうから要点だけを御説明を申し上げたいと思います。三浦先生の御説明が終わって、教育長の報告を閉じさせていただきます。よろしくお願いします。

○学校教育専門指導員（三浦満君） では、今、指示がございましたので、私のほうからお話を申し上げたいと思います。

私が校長をやっていたときに、美里町の学力向上絡みで教務主任さん方の力をかりてできないかというようなことがありました。それで、その当時は教務主任の仕事として学習問題づくりがあったのです。そして、学習問題づくりをして、それを小学校の場合には朝の時間帯にやります。やったのは、国語だと漢字の読み書き、算数・数学ですと計算ということだけでした。で、その後私が退職した後、教育課程も変わりまして、そのときに扱った問題ではちょっと難しいということで立ち消えになったのですね。それで、立ち消えになっただけでも、もともとその学力向上対策委員会というのとは組織としては残っていましたが、教務主任の組織だというのは、これは平成18年度に意思決定されていまして、それが続いているということで、今回から、どうしたらいいかということで話し合いを行いました。それで、やっぱり学力向上対策は必要だろうと。それで、学力向上対策というのは、学力のもとになるものはその教師の指導力だろうし、子どもの学習意欲だろうし、あと子どもの家庭での学習時間ではないかということで、昨年は家庭での学習時間を増やす方向で取り組みをいたしました。それで、今年はちょっと力を入れるのは、教師の教育力アップということに視点が変わってきておるところであります。

それで、教師の教育力アップということで、先ほど教育長が説明したような形でその指導主事訪問のときに学校にお邪魔をして、そして指導力を身につけようというようなことと、あと

は、南郷小学校、南郷中学校で行われている学力向上サポートプログラム授業、それにも参加をして指導力を身につけようというふうなことであります。

それ以外に主な取り組みということで、小学校では学習の添削状況を把握したものの調査。これは、先ほどお話ししたものの延長上であります。これは、新しい指導要領に基づいた問題をつくったわけではありません。それを活用して、そしてどれだけ定着したかというのが教務主任、ここでいうと学力向上対策委員といいます。その方々がつくって、調査をしているところでもあります。それがそろそろ6月末に上がってくる。学期に1回ずつ、3回に減りましたね。とにかく問題をつくるのは小学校の学力向上対策委員ということでやっております。それが中のところに書いてあります。6月と11月と2月に。最初は6回だったのが3回に。

中学校は、ちょっと今ので問題づくりは難しいということも含めまして、共通問題を行う、3校とも。それを各学校で分析して考察を加えて、そして学力向上に寄与しようというような計画で、これは今年から始まります、中学校は。小学校は去年から始まっています。それが、そこにこう書いておるところであります。それで、実施予定は、7月に3学年、9月に1・2学年、1月には全学年を対象にして実施をして、実施結果を教育委員会に報告すると、小学校も実施結果を教育委員会に報告するというような形をとりながら、学力向上対策に少しでも寄与していければいいなというふうに考えているところでございます。かいつまんで説明を申し上げます。

○委員長（佐々木勝男君） ありがとうございます。

教育長報告ということで、学力向上対策委員会まで全て御報告をいただきました。何か御質問ございましたら、お願いします。

（「1ついいですか」の声あり）

どうぞ。

○3番委員（三浦昌明君） 6月28日の宮城大学との協定調印式があるのですけれども、何の協定なのですか。

○委員長（佐々木勝男君） では、教育長さんのほうから。次長さんのほうですか。

○教育長（佐々木賢治君） 資料を持ってこなかったのですが、直接教育に携わることについて、そういうものはございません。思うに、町長部局のほうに、町のいろいろな施策とかあるわけですが、その辺について宮城大学のほうにお示しをして、いろいろ情報交換をしたり、御指導をいただいたり、いわゆる町勢発展のためにどうあるべきかと、そういうのがメインだと思います。福祉関係とかいろいろあります。教育委員会については、特別これこれだという

ことは、ありません。

- 3 番委員（三浦昌明君） では、行政全般の中での宮城大学との協定ですね。
- 教育長（佐々木賢治君） あと次長が補足説明を行います。
- 教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） 今、教育長が申されたとおりですけれども、資料はありますので、帰りまでに配付させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
- 3 番委員（三浦昌明君） ありがとうございます。
- 委員長（佐々木勝男君） よろしくをお願いします。その他ございますか。どうぞ。
- 4 番委員（佐藤三昭君） 美里町学力等向上対策委員会、これは本当にこの取り組みは素晴らしいなと思っています。この指導主事訪問で、学年担当が別の学校の先生の学年担当としてそこを訪れて授業風景を見る、あとはそこで情報交換をする。無駄がないですし、実施するときの一番スムーズなやり方ですし、効果は相当あるのではないかと。特に研究授業などを見て、みずからの指導方法も含めて学べることが多いのではないかなということで、一昨日、小牛田小学校に少し前段で伺いましたけれども、そのような取り組みが行われるということはちょっと伺って、これはいいなというふうに思いました。あと、教師力のそのアップですよ。そこについて今年度力を込めていくということは、大変実効性があるのではないかと期待しております。報告に対しての御意見でございます。以上です。
- 委員長（佐々木勝男君） ありがとうございます。ほかにございましたら。
なければ次の報告事項 3、報告第25号平成25年度第 3 回美里町議会定例会の報告について、これは次長さんのほうからですか、御説明をお願いします。

日程第 3 報告事項3 報告第25号 平成25年度第3回美里町議会定例会の報告

- 教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） それでは、報告第25号でございますが、6月18日から20日までの間でございました。第 3 回美里町議会定例会が開催されております。それで、大きく分けまして一般質問と、それから議案という形で。

別紙には、一般質問通告書、これは総務課のほうで公表しているものでございますので、その部分について委員の皆さんに配付してございます。それから、質問におきましての執行部側、教育委員会も含むわけでございますけれども、一般質問の答弁ということで作成しているものがございます。この部分については、教育委員会分のみを出させていただいておりまして、このような答弁をしているということで報告をさせていただきます。

なお、議会の会議録はまだでき上がっていませんので、公表という部分にはならないのかなと思いますけれども、教育委員会の部分の抜粋ということで、教育長が答弁した部分ですから御承知おきいただきたいと思います。

〔以下、資料に添って説明に付き詳細省略〕

- ・一般質問には、再質問がある。再質問と回答部分は会議録の調製前なので活字にしていな
- い。
- ・議案第67号 一般会計補正予算は原案可決。

〔教育総務一般経費〕 職員研修講師の特別旅費要求

〔小学校施設管理総務費〕 業務員用オートバイ2台新規購入（修繕不能のため）

〔小学校教員補助員設置事業〕 特別支援を要する児童が入学したため1名配置

〔中学校施設管理総務費〕 植木剪定、小牛田中学校特別教室防水工事

〔幼稚園事業総務費〕 特別支援を要する幼児が入園したため1名配置

〔預かり保育事業〕 有資格者応募なしにつき、無資格者の臨時職員を配置

〔中学校給食事業〕 非常勤栄養士の配置

県に栄養教諭加配申請を要求してきたが、認められず非常勤1名の配置が必要となったため。

以上が、補正予算の状況でございます。全体を通して第3回となります美里町議会定例会の報告でございました。よろしくお願い申し上げます。

- 委員長（佐々木勝男君） 御説明いただきましたことで何かお伺いしたいことがございましたら、お願いしたいと思います。

ないようですので、報告第25号平成25年度第3回美里町議会定例会の報告については以上で終わることにいたします。ここで若干、休憩をとります。

休 憩 午後2時23分

再 開 午後2時34分

日程第3 報告事項4 報告第26号 平成25年度生徒指導に関する報告（5月分）

報告事項5 報告第27号 平成24年度小中学校教育重点取組事業に関する報告

報告事項6 報告第28号 平成25年度学校教育力アップに関する報告

報告事項7 報告第29号 区域外就学について

【秘密会扱い】

- 委員長（佐々木勝男君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。報告事項4報告第26号から報告事項7報告第29号までは、個人情報を含む非公開事項の報告となりますので、秘密会とします。

〔以下、秘密会のため会議録の調製なし〕

- 委員長（佐々木勝男君） 報告事項7までの説明が終わりましたので、暫時休憩とします。

休 憩 午後4時20分

再 開 午後4時27分

日程第4 審議事項1 議案第17号 美里町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

- 委員長（佐々木勝男君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第4 審議事項1 議案第17号 美里町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を審議します。提案理由の説明をお願いします。

- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） はい。議案第17号 美里町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の提案理由を申し上げます。議案書の提案理由にも記載しておりますが、平成25年3月28日に新たに駅東行政区が設置されました。通学区域に関する規則は、通学区を行政区で表示させていただいておりますので、駅東行政区を追加する改正が必要です。

また、規則の行政区表示が漢数字となっておりますので、その部分を算用数字に改正する整合性も図らせていただきたいと思いますと考えております。今お話ししたような駅東行政区を新たに加えてはいけません。あとは、町の規則であります数字につきましても統一化させていただきたいというのが、この提案の理由でございます。

こちらにつきましては、1枚めくっていただいた新旧対照表を見ていただいたほうがわかりやすいので、こちらを見ていただきたいと思います。

まず、第2条におきまして、これまで「別表のとおり」としていたものを、「美里町行政区長等に関する規則第2条別表に定める行政区を基本とし」という字句を加えさせていただくものであります。

それで、また 1 ページを開いていただきますとこの別表ですが、現行は先ほども言ったとおり数字が漢数字となっておりました。これを行政区長等に関する規則と合わせるように算用数字にかえさせていただくというものでございます。

また前のページに戻っていただいて恐縮なのでございますが、附則におきましては、この規則は公布の日から施行しますが、実際はもう 4 月 1 日から適用しておりますので、この附則の中でこのように述べられております。これにつきましても、町法令担当者と打ち合わせをさせていただきまして、このような附則を加えることによって可能であるということも確認しております。

以上が、通学区域に関する規則の一部を改正する規則の提案理由とその内容説明でございました。

- 委員長（佐々木勝男君） ただいま、議案第17号について提案、説明がございました。審議事項ということになっておりますので、質問、意見、承認というような手順で進めていきたいと思います。御質問、御意見をお受けしたいと思います。よろしくお願いします。

よろしいですか。特にございませんか。

（「はい」の声あり）

では、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（佐々木勝男君） それでは、審議事項の 1、議案第17号美里町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則は承認ということになりました。

（「ありがとうございました」の声あり）

よろしくお願いします。

日程第 5 協議事項 1 美里町教育委員会職員表彰規程について

- 委員長（佐々木勝男君） 日程第 5、協議事項 1、美里町教育委員会職員表彰規程についての提案の御説明をお願いしたいと思います。
- 教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） それでは、協議事項の 1 番でございますが、美里町の教育委員会職員表彰規程の制定でございます。こちらのほうは協議ということになってございますが、先ほどの議案ということの違いがあるのですが、議案のほうは規則です。こちらは規程でございます。したがって、規則につきましては教育委員会の権限。規則以外の部

分につきましては、教育長の専権事項ということになります、まだ制定をしていないものですから、先に教育委員会に協議を申し上げるものでございます。本来は制定した後であれば、教育長の報告ということでの報告になるのですが、まだ制定前の部分でもうでき上がっていますので、事前に教育委員の皆さんに協議を申し上げるというところでございます。

この教育委員会職員表彰規程の制定の趣旨でございますけれども、これまで美里町職員につきましては、町長から一括して25年たちますと表彰をいただいていた。この中には勤続表彰という形でございました。それから、退職時には感謝状ということで表彰をしていただいていたわけでございます。それから、もう一つは、宮城県の町村会の会長からの表彰と、全国町村会からの表彰という部分が、その勤続の年数によって表彰されてきたものがございましたが、宮城県のほうについてはたしか廃止されております。残っているのは全国町村会のみということになりました。それで、美里町の職員の表彰する基準がこれまでなかったということございまして、そこで、町長部局、教育委員会、農業委員会、議会、関連する行政組織の機関、任命権者が違うそれぞれのところでこの規程を定めるということにしたものでございます。

したがって、この第2条のところでございますけれども、この規程で、「職員とは、美里町職員定数条例第2条第6号に規定する、教育委員会の事務局並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員をいう」ということを定義してございます。事務局と、それから学校及び学校以外の教育機関というふうになりますと、この部分に関しましては幼稚園も今度は含まれてくるということになり、それから学校給食センターの職員もそうでありまして、そういった部分の教育委員会職員というふうな考え方です。

3条では、表彰は、功績表彰と勤続表彰の2種類がございます。功績表彰については、1号から7号までに該当する者がこの功績表彰に値するわけでございます。勤続表彰の関係については、3項のほうで、「本町に25年以上勤続し、職務に精励し、その職責を尽くした職員に対して行う」ということになるわけございまして、ここは「本町に」というふうにしたのは、このように小さい自治体の教育委員会、議会、農業委員会事務局では、その委員会からの人事異動もあります。したがって、教育委員会だけに25年というのはあり得ないかもしれないですね。

したがって、「本町に25年以上」の者というふうにしたものでございます。

表彰の方法は、教育委員会の表彰ですから、委員長が表彰状と記念品を授与して行うということになります。この場合に、25年以上表彰の場合は事前表彰というのはいないですね。これは、必ず満期を迎えてからの表彰なのです。ですから、叙勲とかそういったものも、そういった必ず30年とあれば30年を満了した後にしかもらえないというふうなことの規程がございし

て、それで25年を満了した翌年ということになるのですよね。翌年度ということに相なりました。そういったことでございます。それで、そのときに教育委員会にいる職員は、教育委員長からの表彰であるということです。前年度まで教育委員会にいて、人事異動で町長部局に移った者は、町長からの表彰ということになるということです。

そういったことも踏まえてのこの表彰規程でございますが、ちょっとこれを進めるに当たって、国の機関とか県の機関とは違う組織体ですね、地方公共団体といえども、そういった部分で、任命権者が違うからということでそのような形でいいのかなという疑問なところも実は今現在あるところです。それで、制定する場合においては、この規程でもって制定をしたいなというふうに考えてございます。

なお、議会、農業委員会は既に制定済みと。農業委員会は本日の農業委員会で決めているようでございます。施行月日は7月1日からを考えてございました。そういった状況でございますので、御協議申し上げたいと思います。

- 委員長（佐々木勝男君） ただいま、表彰規程について御説明をいただきました。各条文、あるいは別記、様式について御確認いただき、何か御質問、御意見をいただければと思います。

（「よろしいですか」の声あり）

はい、どうぞ。

- 3番委員（三浦昌明君） 今、次長さんから話がいった中で出ていましたけれども、職員の表彰に対して、同じ職員でありながら行政部分と教育委員会、農業委員会とか、そのようにそれぞれにこのような規程をつくって、その時点でいた部局の長から表彰を受けるというのが、何か変ではないかなと。同じ職員が表彰されるにも、そのときの委員長からもらう。教育委員長であったり、別の部署であれば町長からもらう。これも何か変なような気がするのですね。

でも、そのように町長部局で決めて、事が進んでいるのだからしょうがないけれども、1本化ができなかったのかなと、町長部局で一括して町長が表彰するというふうにできなかったのかなというふうに、私などは今本当に思っていました。

- 教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） 大変ありがたいお言葉で恐縮でございますけれども、例えば教育委員長が農業委員会の事務局の職員に勤続表彰をやるかということを考えましたときに、町長部局でない者に表彰状の交付はあり得ない。このようなことは建前ですよね。責任者は任命権者です。私の今現在は教育委員会が任命権者となっております。したがって、町長部局の人間ではないということになるわけでございまして、その筋道を立てれば、こういった規程になってくるということでございます。

それを、やはり任命権者を異にした場合は、やはりやむを得ないのかなと。こういうお話をさせていただくと大変わかりやすいのかなと思ひまして、このように美里町のような人口規模の委員会組織は、やはり5人から10人ぐらいの委員会組織が多いのです、どこの町でも。例えば、私が定年退職を迎えるというふうになったときに、町長部局に出向を命ずるという形をとります。そして、町長から、地方自治法の第何条により定年退職というふうな辞令を受け取ります。町長部局のほうに出向を命ぜられない場合は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第何条により定年退職というふうに条項が変わるのです。

でも、多分教職員の皆さんは、地方教育行政に関する法律の定年退職とそれから地方自治法の条項をもとにした定年退職というふうに多分されていると思います。そういった違いがありますので、任命権者が違うということは、そこにまで及んでしまう。したがって、表彰を受けるために、町長からもらうためには、一度町長部局のほうに出向をし、表彰状をもらってからまた教育委員会に出向するというそういうふうなことも、手続上はあると。

そういったことで考えてみますと、やはり教育委員長が表彰者ということになると思いますし、そのほかに被表彰者の選考については、教育委員会で決めるわけではなくて町全体の、第8条にありますけれども美里町の職員表彰審査会をつくって、そして、その委員長が決定しますよというふうなことになるってございます。この場合は、教育委員会だけでなく、議会、町長部局、農業委員会、教育委員会が入った形で審査をしていくというふうな経過で進むと考えております。そういったことの背景もありますので、三浦委員さんのお話は確かにありがたいお話でございませうけれども、私は25年過ぎておりますのでもらえませんが、これからの職員は張り切って教育委員会の辞令を頂戴している以上は、教育委員会から表彰を受けていただけるように所属の長が内申をしますので、審査会を通して表彰を受けていただくというふうにしたいとは考えます。

- 3 番委員（三浦昌明君） ありがとうございます。
- 委員長（佐々木勝男君） ほかにございますか。どうぞ。
- 4 番委員（佐藤三昭君） 功績表彰なのですが、こちらのほうの項目または内容についても町長部局等と同じ扱いなのでしょうか。
- 教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） はい、同じ扱いということで調整はとっております。
- 4 番委員（佐藤三昭君） はい、わかりました。
- 委員長（佐々木勝男君） あとはございませんか。質問、ご意見、その他なければ、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（佐々木勝男君） それでは、協議事項の１、美里町教育委員会職員表彰規程については承認ということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

日程第６ その他１ 宮城県中学校長会の要望事項について

- 委員長（佐々木勝男君） 日程第６、その他１、宮城県中学校長会の要望事項について。

これについては、教育長のほうから御説明をお願いします。

- 教育長（佐々木賢治君） その他の資料ということでお手元に行っていると思います。平成25年５月30日付で宮城県中学校長会から、いわゆる市町村教育委員会宛てに要望書が出されました。その後、私の手元に來たわけではありますが、中身を見ますと、１番、２番、３番。１番目は人的条件の整備、２番目、教育費の充実、そしてその他と、大きく３点にわたって要望事項がございます。それで、１つは、まさに市町村教育委員会への直接的なお願ひ。それから、教育委員会から県のほうに働きかけてくださいと、そういった要望ですね。２つに分けられると思います。

１番目の人的要件は、美里町では教員補助員、いわゆる図書司書等、学校から要望・要求があったとおり、すぐにうちの次長がいろいろ苦慮されまして、要望どおりに配置いたしております。ですから、人的条件の整備については、美里町教育委員会以外の教育委員会なのかなというふうに捉えていただいて結構かと思います。

２番目の教育費についても同じであります。本当に、町長の方針もありますが、教育費は極力削らないよという方針で、大変助かっております。私もかつて現場にいましたけれども、中学校などは、特に部活動のための条件整備ですね、しかも相当使ってよろしいという、そういうことを、まず私の知る範囲内でほかの市町村ではありませんでした。あるいは、スクールバスの活用等々、子どもたちが本当に活動しやすいように整備されております。ですから、２番目もほぼ美里町では十分対応できているのかなと。

その他につきましては、そのとおりでございます。

こういった３点について、要望が各市町村教育委員会に行っているということで、お知らせをしたいと思います。これについて協議どうのこうのではありませんので、御理解いただきたいと思います。以上です。

- 委員長（佐々木勝男君） 御説明いただいたところで何かございますか。お聞きしたいことが

あれば、聞きたいと思います。

（「ありません」の声あり）

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

先ほどのプリントが渡ったのですが、教育次長ほうから、これは御説明ありますか。

- 教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） 内容は、ここに記載のとおり宮城大学連携協定でございますので。大学のほうも地域貢献度というふうなところに大分神経を使っているようにございまして、宮城大学も美里町と連携協定をすることによって、地域への貢献というふうな部分も求めているということのようでございます。

なお、美里町のほうも、そういったところに参画していただければなおよろしいということでした。

（「ありがとうございます」の声あり）

〔追加〕日程第6 その他2 教育懇談会について

- 委員長（佐々木勝男） 日程第6、その他の、ほかに、あと事務局のほうから。
- 教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） では、ありますので、よろしく御協議のほどをお願いしたいと思います。

「よりよい学校給食をすすめる連絡協議会」という組織がございまして、これは、さきに美里町学校給食センターにおける基本構想の凍結という部分を議会のほうに陳情なされた団体でございまして、8団体で構成されている組織でございます。さきに、町長と教育委員会とでその懇談会を実施したいということで開催した経過がございましたが、この内容については、2月だったのですけれども、事前に町長のほうと教育委員会のほうに質問を頂戴しまして、それに回答をし、そして懇談会というふうな形で進められた経過がございました。

しかし、どうも回答というよりも、当初の質問で時間もかかってしまいまして、結局その場で終わってしまったのです。町、それから教育委員会、それからこの連絡協議会のほうでも、その懇談会の持ち方という部分について、やはりこういった方法では進展性がないということがございまして、6月5日だったでしょうか、町長のほうと懇談をされたというふうに伺っております。その懇談までの経過につきましては、いろいろと2月に行った部分の反省に立って、そして前向きに進めようということの趣旨で開催が行われたようございました。それを受け

て、町長のほうとは一度そういうふうな懇談を持ったのだということで、連絡協議会の構成メンバーでいらっしゃいます、まちづくり会議の佐藤泰夫さんと吉田 實さんから私のほうに連絡がございまして、そして、懇談について開催したいのだというふうなお話を頂戴したところでございました。これが議会の前の6月10日だったものですから、その議会の部分もまだ状況的に見ますと、一般質問、それから関連議案、先ほど報告したとおりでございましたので、なかなか動けないところもございました。議会が終わりましてから今週月曜日だったのですが、懇談会の開催に当たって、どういうふうな形であればその懇談会ができるのか、懇談会の趣旨は何か、その方法とかそういった部分を事前に打ち合わせをさせていただきました。そのときの内容を申し上げます。

1つは、今週月曜日、私と寒河江補佐に同行していただいたのですが、打ち合わせを行った上で、この連絡協議会の代表者の方は中村みき子さんという方でございまして、「食育と給食を考える研究会」の代表の方でございます。こちらのほうと改めてその調整をしますよというふうなお話でございました。

それから、2つ目として、開催の時期は早いほうがいいよということの部分です。

3点目としましては、教育委員、5人です。5人に出席してもらいたいものだけでも、質疑応答には委員長、教育長以外は加わらないで傍聴でもよろしいですよというふうなお話も頂戴しました。しかし、私がお話ししたのは、委員さんは5人であるし、5人の委員の方の出席が望ましいのではないかと。なぜかというと、委員会は合議機関です。委員個人個人の決定権を持っていますけれども、あくまでも委員会決定というのは、議会と同じで委員会決定なのですね。そういったところから考えますと、委員5人が望ましいのではないかなというふうな発言はさせていただきました。ただ、懸念されますのは、委員個人に向けた、あなた、何々委員さん、あなたは どう思っていますかというふうな質問はなされるケースも想定されるわけです。それは、委員会としての決定権ですから、その部分については、委員長もしくは教育長が委員会の決定事項として回答を申し上げるということになるのかなと思います。ですから、委員会で決定した部分については、委員の発言は、委員長であれ教育長であれ同じだというふうに私は考えての発言をしたつもりでございました。

もう一つは、その懇談会の趣旨でございます。懇談会の趣旨につきましては、平成24年12月27日付で学校給食センター基本構想を町長に、3回目といたしますか、実質3回になるわけですね、提出してございます。その部分についてをベースにしまして、究極は美里町の子どもたちの学校給食をどういうふうにすべきかということを根底に考えて、教育委員会もこの連絡協議

会の皆さんも真剣に考えていただいているということを考えますと、その基本構想を軸にもっと前に進んで、だったらどういうふうな給食がいいのだろうというふうな形で進めていきたいというふうなお話を頂戴いたしたところでございます。

この内容については、2月の段階では質問事項5問だったか6問だったかいただいたのですが、その回答を申し上げたのですけれども、今回の質問を少し絞って事前に教育委員会のほうに提出したいのだと、その回答をつくって、そしてその懇談会に、懇談会というよりも意見交換会といったほうがいいのでしょうかね、町でいう町政懇談会ではないわけですから、そういった部分で進めていきたいのだというふうなお話を頂戴しました。その際に、その懇談会の方法の部分、趣旨の部分でございますけれども、そういった部分でございました。

それから会議に際しましての、意見交換会といいますか、それに際しての録音、それから会議録、それからマスメディア等の部分をどうするのと、ちょっと私もお話をさせていただきましたけれども、これは教育委員会に一任するからというふうなお話まで頂戴をしたところでございます。私の個人的な意見になるかもしれませんが、会議には4つのパターンがあるというふうに私はお伺いしておって、どれどれ、やはり会議をしたら、何も痕跡を残さないという形にはなり得ないのだろうなというふうに思いますし、そのためには録音も必要だと思いますし、会議録も必要だと思います。ただ、間違っただけの発言は当然あります。私も議会で間違っただけの発言するケースは多々ありますので、ただ、間違いは間違いでしたというふうな部分で、その会議の場でお話しすればいいことだと思いますし、そういった部分がきちんと今までなされないで、2日、3日たってから思い出した部分もあると思うのですね、完璧ではありませんから。そういった部分については修正をかけるとかという部分が必要なのではないかなというふうに考えております。

それで、参加団体につきましては、この構成は8団体というふうなことでございますけれども、何も代表者の方々だけではありませんので、プラスアルファということで12人から15人ぐらいの人数の皆さんだというふうにお伺いをしたところでございます。ただ、こういったお申し出をいただいておりますので、教育委員会との懇談会、意見交換会ということになると、私の一存ではやりますということにはなりませんので、委員の皆さんに協議を申し上げて、どうしていくかお話を進めさせていただきたいなと思っておりました。ただ、開催時期は早いほうがいいというふうなお話でございましたので、こちらとしましては7月5日昼でも夜でもというふうなお話でございましたけれども、5日というのは私のほうから話した部分だったのですが、先ほど教育長連絡会の文書が入ってきているようですから、その5日というのは午前も

午後も埋まるんですね。そういったところも踏まえてちょっと考えなければならないというふうに思っております。

それから、この中村代表さんのほうには、ちょっと私の手違いで、私が連絡をいただけるものというふうに認識をしておったのですけれども、それが逆で、私が中村さんに連絡をしなければならなかったということで今日お話をいただいたところなので、連絡は後ほどしたいと考えております。

そういったことで、せっかくのお申し出をこういうふうな形で頂戴しておりますので、どうぞ御協議のほど、お願いを申し上げたいというふうに考えてございます。

○委員長(佐々木勝男君) 今その他の件で御説明をいただきました。資料は特にございません。口頭ですね。はい、どうぞ。

○3番委員(三浦昌明君) 口火を切って。まず、こういうのは私も初めてなのでですけれども、私も何も専門家でもないし、一農家で、教育委員に任命されてここにいるわけで、毎回毎回わからないことばかりで、その内容がどういうものなのかというのを質問して、逆に勉強する立場にあるわけで、そのように専門的にいろいろなことを考えていらっしゃる方とお話するような知識もないですし、逆にこっちが勉強させていただくような立場ではないのかなというふうに思っています。

はて、そのような方々と懇談会に臨んだところで、こちらから提供するものが何かあるのかなというふうな、逆に感じてしまうのですけれどもね。

○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) 委員長、いいですか。三浦委員さんの御心配な点は私もわからないわけではないです。私らも行政に携わっていますけれども、行政ですから教育の分野ではないのです。ですから、教育といった部分については素人なのです。でも、何に従ってやっているかという、やはりベースとなるものが法律だったり条例だったりしているわけですね。それと、その町におかれる独自性の環境ですかね。そういった部分で、この町はというふうにあるべきかというふうなこと、それを為政者である町長のもとに進めていると。ただし、教育に関しては、あなた方教育委員会でやるのだからということになっているわけですね。ですから、中教審の中で、今、教育委員会組織をどうするかということを再三議論されています。それで、きょうもちょっとその資料も委員の皆さんには提供したいと思っていたのですが、そういうふうな揺れている最中なのです。全国そうなのです。それで、こう書いていました。教育委員は5人であると、教育者のプロばかりではないと、そういったところで、教育委員会の組織としては一体どうなのだというふうな部分も書かれているのです。ただ、

いろいろなプロだけを集めてもだめなのだとということまで、逆論も書いています。そういったことから、地域でやはりいろいろな意見を聞きながら進めていくという部分が、先ほどの三浦先生のほうからの平成24年度の報告にもありましたように、学校と家庭と地域が連携をしてやりなさいというふうに教育基本法が改正になっています。教育委員会とは書いてないのです。なぜか。教育委員会というのは全部を含めて物事を考えるからなのだというふうに思っているのですけれども、別な部分を見ると、やっぱり教育委員会が中心となってというふうになっていました。

だから、そういったことから、活用といたしますか、もう少し地域の意見を取り入れてというふうなことも再三、今、全国でも言われてくるようになったのですね。その教育基本法の改正になってから5年もたってですよ。今やっとなのです。そういった今、目まぐるしく動いている中で、たまたま美里町は学校教育施設の問題があるということです。法律的に見れば、いろいろな学校衛生管理の基準とか、いろいろな食育基本法とかの部分があります。これはもう行政のほうでやればいいですよ。ですから、そういった部分のやはり町民の皆さんの意見を取り入れて、どうあるべきかというふうに判断をしていく。それが提出した基本構想だったはずですが、これは、さかのぼれば平成12年までさかのぼっていくというお話になるわけですね。ですが、やはり異を唱えているというのか、現状維持というのか、そういったことで言うと、一体住民の意見をどこに関与されたのかというふうなことを受けたときに、それぞれのところではあると思うのですけれども、それを教育委員の皆さんがずっとその会議の場にいられるわけじゃないですよ。出てきたものだけを見て、そして判定をしなければならないというのも事実です。ですから、そういった部分のかかわりという部分、今一つは学校給食施設ですけれども、もっと大きな視点でやはり物事を捉えていく必要があるのだらうというふうに思っていました。

そういうことからすると、過去の部分といたしますか、基本構想をベースに、先ほど言いましたように、美里町の給食施設をどういうふうにしたらよくなるのだということでの意見交換会だと思いますので、それらをフィードバックして、あそここうだったけれども、あなたはどのような考えだというふうになると、さっき言ったように、いや、それは懇談会の趣旨に反しますということにもなるのかなというふうな感じもします。

ただ、その前のところは中村代表とも私はまだ話をしていませんし、下打ち合わせということで、3人の方と話をさせていただいた経過がありましたので、まずは委員会の皆さんのお話、協議会のほうの皆さんの要望といたしますか、そういった部分も踏まえて全部出して、教育委員会としてはどういうふうな回答をするかということだと思いますので、お話をこれからまだ煮

詰めているので、何だかなとは思いますが。

余計なことですが、いろいろな私も教育委員会に1年たちまして、基本構想を制定するまでの間にいろいろな陳情を受けたり、情報公開申請を受けたり、意見をもらったり、新聞に掲載されているものを見たりしてきました。インターネットもそうですね。そういったときに、なぜそういうふうになるのかなというふうな部分を、やはり考えなければいけないと思っています。基本構想は確かに提出していますから、今後は、公手続上は行政財産の取得申し出ということになってこようかと思えますけれども、その中で並行して教育環境審議会が今動いていますから、教育施設も含めた中で、美里町の学校教育環境というのはどうあるべきかということとを今再三審議しております。

そういった中で、給食センターだけ別物だというふうなことを言って基本構想は、上げているのですね事実上は、12月です。ですから、それとの整合性というのはどう図るのだということになるかと思えます。そういった部分についても、私だけが持っていたのではダメなので、やはり教育委員会という組織の中でどうあるべきかということを進めなければいけないと思いますので、こういった協議会の皆さんと会うのは、いいことだとは私は思っています。いろいろな勉強、アドバイスもいただけますし、ただ、全てがそのとおりに行くかというところは、やはりそれぞれのところで違うのではないかなと思うところも当然ありますので。ただ、意見は意見として頂戴をして進めていく考えを持ったほうがいいのだろうなというふうには考えていたところです。ちょっと長くなりました。申しわけありません。

○委員長（佐々木勝男君） 委員の皆さんからお考えをいただければと思います。

（「いいですか」の声あり）

はい。

○4番委員（佐藤三昭君） この基本構想、私も2年目になっていきますけれども、平成12年からいろいろな検討会、それぞれの審議を経て進められてきたと、特にちょっと問題があるところについて修正を出されたという。そして、また取り下げるというあたりから私がかかわらせていただきました。ここの中でも多くの議論が尽くされ、またはその審議会なるものの中で尽くされて、一つの町民の意見を拾う場があったと、広くまとめられて多くの時間を払われたと思います。

一方で、そういうふうな問題や、または、地震後ですが、その後においてもいろいろな御意見や不備についての指摘もあるというのもわかっております。

その経過の中で、逆にそのような1回目の提出の時期のあたりのときの経過とそういうところ

るもあって、その意見の中で町民の意向というかそういうものがどこにあるのかというのは、なかなかそのしゃべり切れないところもあるかもしれませんが、いずれそういうことを経て出されたものについて最終的な提出というところに合意をするというような気持ちで、私は議事録のとおりお話ししたまでです。

この学校の給食をよりよい形で本当に考えていただいている協議会の皆様の御努力とその知識、それから、その町民の意見を吸い上げようというお考えは本当にすばらしいことだと思います。その中でのことと、このことと、どう考えていいのかというのがなかなか迷うところではあるなというふうに思いました。

今、言われているように、教育環境を全体的に審議する場がまず一つ新しくできているということと、この基本構想自体はもう既に提出済みであるというですね。ですから、そのよりよいことを考えるために議論するのは、やはりよりよいところのきちんとした組織づくりをした上で、ある程度今のこれからのというか、震災も受けましたから学校の施設も含めて進めていかなければいけない。いわゆる組織をきちんとした中で、そういう意見を吸い上げていかなければ、または教育環境審議会の中にその意見を拾っていかなければいけないのではないかと、そのほうがいろいろな意見も吸い上げられるのではないかなというふうに、今、御提案いただきましたので、ちょっと間違っているかもしれませんが、そんなようなことも考えました。

結局これを、その中での議論はないかと思えますけれども、基本構想自体がだめなのだとか、基本構想を提出した議員はどんな意見なのかとかということ、提出済みのこのものに対して、よりよいことを考えるためにというよりはその基本構想自体を下げろということになりますと、今度、今、提出している基本構想でない基本構想をすぐにまた町長さんのほうに出すという形にもなりかねないし、そのときに教育環境のことを考えている審議会のことはどうなるのかとか、そこで懇談するときのスタンスとか、そういうところも非常に微妙なことが起きる可能性もあるかなというふうには思いました。

ちょっと何かまとまりませんけれども。皆さんで、御意見をやりとりすることはいいと思うのです。

- 3 番委員（三浦昌明君） 最終的に基本構想を出したときのことを思い出してみれば、とにかく審議会があって、その答申に基づいて出したと。ただ、その委員会の中で出たのは、今果たしてこれを出してという問題も確かにあったのですね。震災後は特にもう学校教育環境ががらっと変わっているし、果たしてこれがどう役に立つかというのも一つ問題もあったし、今考えるべきことは、これはこれとして置いておいて、今これから美里町の学校教育環境全体をどう

すべきかというのがまず大事だろうということで学校環境審議会をつくったわけだし、またこれの話をだされても何も返答のしようもないというか、我々はもうその先のことをどんどん進めていかなければならない時期でもあるし、そのことをそのように勉強されている方から、我々が勉強させてもらう場としては逆にいいのかもしれないなというふうに今思ったのですけれども。

- 教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） 学校教育環境審議会の中で、学校給食施設というのは学校施設ですから当然含まれるものだということなのですからけれども、踏み込みの度合いですよ、審議会では。

というのは、ＩＴ教育もありますし、教育の名のつくものはいっぱいあります。片方は、学校教育の中にも食育教育もあり、ＩＴ教育もあり、環境教育もあり、それだって全部施設に絡むものもあるのですよね。その部分をどういうふうにその審議会で掘り下げていくかという部分が、今、審議会の中でも、来週、再来週ですか、審議会が行われますけれども、委員の皆さんはその目的が、さきにお話ししておりましたが、その度合いまでお話ししていないのですよね。入るといってわかるのですけれども、どこまで掘り下げて審議するのかと言ったら、どんどん掘り下がっていくことになるので、そこがちょっとはっきりしていないのかなというふうな、こちらの説明の仕方もちょっと悪いのかなとは反省はしているのですけれどもね。

ただ、その給食センターを、例えば基本構想として、今１つの給食センターです。それを１つつくるのだということで、構想としてプランとして上げています。だから、つくろうといったときにどういうふうになるかということ、今度は基本計画をつくるのですよね。基本計画をつくって実際の建物の実施設計というふうに歩いていくのですけれども、基本計画をつくる時には、当然また教育委員会の中では議論のテーブルには乗らないのです。これは、もうやったから、町長のほうで全部やりなというふうなことではありませんし、当然連携する部分が必要だと思います。で、基本構想をつくらなくて給食センターをつくっているところだってあるのですよね。いきなり実施設計というところだってあるのですから、順序立てて基本構想を打ち出してやってきたというのは、これは筋道立っているなというふうには思います。ただ中身が、今、一給食センターしか過ぎないし、お金の部分についても漠然としたお金の経費で出していますね、基本構想は。それから、三浦委員が言われたように地震の部分も加味していない。放射能だってどうなっているのかということ、12月に出すまでの過程はいっぱいあったと思います。それでも、審議の過程の中で中身は変えないでということで出したわけですから、それはそれとして基本構想はあります。でも、全部を教育環境審議会の中にぶつけていいのかというふう

なことではないだろうと。教育委員会は教育委員会で考えた構想なので、その責任部分というのはありますから、それがどう動こうとも、やはりこういった部分を、精査という言葉をよく使うのですけれども、もう一回見て、ここ1年、2年というのは目まぐるしく変わってきます。児童生徒だってどんどん変わってきています。そういった部分も合わせた今度はセンターをつくるのであれば、食数の問題だって今度は出てきますからね。そういった部分まで、やはりやらなければならないかなというふうにも思います。

そういったことから考えると、その懇談会の意義という部分については、私はあるとは思っていますし、戻るというふうな質問をなさる多分委員さんもういるだろうなというふうには思いますけれども、それは、さっき佐藤委員が言われたようにもう出しているのですから、それはそれとして受けとめるしか私はないと思います。何からいうと、弁明ではないのですけれども、それぞれの経過があってきたわけですから、それはそれでよろしいのではないかなと私は思っています。いずれ、私もこういった形であれば、その委員さんとの懇談会が実現できるのかですね。もしくは最初からやらないのかですかね。そういった部分については報告する必要もありますので、義務がありますから、いろいろな形でぜひ御意見を頂戴したいなと思っていたところだったのです。なかなか傍聴者の皆さんがいるところで言いにくいかもしれませんが、（「では、委員長、いいですか」の声あり）

○委員長（佐々木勝男君） はい。

○教育長（佐々木賢治君） 24日、次長が打ち合わせに行ってきたと、その後このようなことを打ち合わせしましたと、私にすぐに報告がございました。それで、私なりに思ったことは、きょうの協議を受けた後に合議で決定になると思うのですが、話の中で、前向きの意見交換をしたいと、一番気になるのは何のためにやるのだろうかと、その趣旨ですね。それから、開催した場合の後どうなるのかなと、その辺をやっぱり私は考えました。

それで、先ほどの次長の話にもありましたが、美里町の給食はどうすればよいのか。いわゆるセンター構想をもとに意見交換の場としたいと、前向きに話し合いをしたいと。そして、中村代表と次長がこれからお会いをして、質問書を提出するというお話でしたが、その質問書を見ないと何とも言えない部分もあるのですね。ですから、その部分については今の時点でどうのこうの言えないのですが、現時点での私の考え方は、そういう前向きに話をするのであれば、やはり意見交換の場があってもいいのかなと。ただ、何回も言うようですが、そういう基本構想であれば話にならないのではないとか、極端に言えばですよ、それでは今後の給食はどうあればいいのかとか、そういう部分で質問をされても、いろいろ議会で答弁をしていますし、もう

こちらの気持ち的には方針的にはもう固まっておりますし、その部分がないことを期待したいなと思っております。

それから、教育環境審議会が動いていますけれども、これは、あくまでもこちらで5項目を諮問しております。そして、その結果、答申を受けて、さらに教育委員会としてこれは議論していかなければいけません。その答申を、答申のとおりやる云々ではなくて、答申はあくまでも答申として、教育委員会としてこう貴重な大切なものとして、それをもとに議論しなくてはいけないと思うのです。当然その中で給食施設関係も出てくると思います。それは今後のことでありますので、ですから、教育環境審議会が即、給食施設・設備の検討会ではないということですね、これを確認させていただきたいなというふうに思います。以上です。

○3番委員（三浦昌明君） 今の教育長さんのお話を聞いて、やっと何か違和感があるのがはっきりしました。質問書というところです。その中村さんのほうから質問書を出すというお話があったということですが、教育委員5人合議で決める教育委員会に質問書を出されても答えるすべがないのではないかというふうに思ったのです。意見交換であれば、すごく我々も勉強になりますし、それは非常にいい場になると思うのですが、質問されたとしても、個人の意見を当然返答するわけにもいかないし、それがやっぱりちょっと私の中でひっかかったのだなと思って、今はっきりわかりました。意見交換の場、お互いの懇談の場ということであれば、我々も勉強になりますし、非常にいいことだなというふうに思いました。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） それぞれの皆さんの思いというのかな、いっぱいあって、町民の皆さんからしてみれば、教育委員会に対しては、これはどうなのと聞かれたときに、明確なその回答がないというお話も頂戴しているのですよね。その都度の回答は作成をして提出はしているのだけれども、そういったことを聞きたいのではないのだと、もう少し質問の趣旨の理解をしてと、よく議会の一般質問でも、質問をされているのだけれども趣旨を理解しないで別な答えを言ってしまうというケースもありますし、そういった部分をきちんとした形で回答をできていないのかなというふうにも思うところもあるのです、実はね。誠意を込めて教育委員会としての回答をしているはずなのですけれどもね。でも、質問したほうから見れば、それを可としないと、私はこういうふうな回答を聞きたいのでなかったのだというふうにも思うかもしれないですね。でも、それは、やはり人の感じ方というのは違うものであって、だからこそ合議という機関も生まれて、賛否が出てくるというところもあるのかもしれないし、それとこれは一緒にできないところもあると思いますけれどもね。いろいろ奥深い部分があって、ただ、これを例えば教育委員さん5人ではなくて、委員長、教育長だけがこの懇談会に臨んで

いって、そして残りの3委員さんが、例えば、お話を頂戴したように傍聴席にいて、それを聞いているだけというのもちょっと違うのではないかなというふうにも思ったものでしたからね。

ですから、お受けして前向きにやるのか。いや、それは違うと、もう明らかに飲めないから、懇談会をしてくれと言われてもお受けできないというふうになるか。二者択一なのかなというふうに、究極はですよ。私は事務局としてできる限りのことは伝えてまいりたいですし、両方にですよ、教育委員会の事務局ですけれども、委員会にも同じように、いただいた連絡協議会のほうにも同じようには伝えていかなければならないと私は思っています。だから、事務局にやれることは限界がありますので、人には限界がありますから、できないものはできないというふうに、個人的な意見でも言えないですからね。そういったことを少し考慮していただければと思っています。

それで、会議録とか録音の部分に関しましては、私もいろいろと公的な教育委員会の会議録とか、今、正式に業者委託して起こしてもらっています。ただ、スピーディには行かないのですね。金がかかってスピーディに行かない。だったら、何のためにやっているのだというふうにもなります。ただ、1つは、教育委員会は毎月の会議ですから、次の会議には前には会議の状態をきちっと把握しているのが一番鉄則のような気がするのですよ。議会みたいに3カ月あいて次の会議というわけではないですから、そのスピーディさを求められている今現状で、さらにお金を出せばできるのです、お金を出せば。ですから、それがなかなかできなくて、ある方からは、録音さえあればすぐつくれるというふうなことまでおっしゃっていただいているところもあるのです、実は。ただ、それが役所仕事といわれるところでなかなかできないところもあって、どうしたらできるのかなと思って、今悩んでいるところもありますけれども、こうスピーディさがもう求められている今日ですから、この録音、会議録ということについては、やはりとっていたほうがいいのではないかと。ただ、あのか、あなた方はこのようなこと言ったよなと、今度は揚げ足をとるとか、そういった部分の利用方法というのはやはり違うと思うので、それは意思として機関として決定した部分での話と、委員さんとの話と、また違ったところもあるのだとは思っています。ただ、記録してはやっぱりいるのだらうなと。

それから、マスコミに関しては、町をよくしていこうとしている会議だったならば、別にシャットアウトするということではないですけれども、今回の部分に関しては、ちょっと今までの教育委員会对その陳情と、この間の2月の懇談会の経過からして、マスコミという部分については、今回はできれば勘弁していただければありがたいなというふうに私は思うのです。そういったところも、自由なのですからけれども本来はね。自由で合議で構わないのですけれども、

やはりいろいろ考えたときに、御遠慮いただけるものであれば御遠慮を申し上げたい。そういうふうなことだと思います。記録が残されて困るとかという部分については、私はないと。はっきりと、やる前に会議録はとります。だから、最終的に、前の会議録であなたはこういうふうに言ったよなというふうな部分が、もしかして後日出るかもしれません。ただ、それについては弁明というか、その辺のところは少し難しいところはあるのですけれどもね。どういうふうにしていくかは、中村代表さんとも、話ししないといけないところが出てくると思います。

○ 3 番委員（三浦昌明君） 私はどっちでもいいのですけれども、考えようによってはすごい勉強になると思うので、いいと思うのですね。

○ 委員長（佐々木勝男君） 意見交換の場ということで、その話がこう進んでいるようなのでね。

○ 3 番委員（三浦昌明君） ただ、基本構想のことで、またそのことを蒸し返して話されたのでは、全然話にならないので、今これからやるべきことに対するその意見交換であれば、物すごい大賛成なのですね。非常に勉強になるし、いろいろな考え方の人の意見も聞けるのでいいと思います。

ただ、先ほども申したように、個人的な意見であるとかそういうことを言われても、我々は答えるすべを持っていないので、そういうことは個人的な見解などとは言えないだろうけれども。

○ 教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） こういう物別れというか、そういうふうな形にはなあってほしくないわけですね。だから、やるのだったら、もう本当にいま三浦委員が言われるように、とにかく究極は、さっき言ったように、やるか、やらないかですから。やったことによって物別れに終わったとかですね。こっちはこっちの言い分があるのに、あっちはあっちの言い分があるのにというふうに、お互いずっと平行線のままで終わったらばやる意味がないということです。だから、そういうふうな形ではなくて、いざ、この学校教育をどうするのだということを踏まえていくのであれば、当然かぎりはあるのですよ。こうやって一生懸命考えてもらっているのだから、その意見を聞いて、教育委員会として動くべき道も出てくるだろうと。さっき教育長が言っていますように審議会の答申を受けて、教育委員会で議論していく場がこれから出てきますので、そこでの何も聞かないでやるという形にはなり得ないのだろうなという話ね。だから、そのところをさっき言ったように、今の中教審の話が来てから、何だか教育委員会という組織が宙ぶらりんになってしまっていて、何で今こういうふうにやれないのかなと思ったり、国であるようにしているのになと思ったりですね。

委員長さん、私は中村代表さんのほうにはいずれどちらかで連絡をとらなくてはなりません

し、お会いしてとにかくきちっと段取りといたしますかね、そういったことをやるのであればつくりたい、そう思っています。

○委員長（佐々木勝男君） それをしないにしてもね。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） はい。

委員長さん、申しわけないですけども、この辺で、議会の小委員会あたりではすぐ休憩を入れます。少し頭を白くすると、空にしましょうと、5分ぐらい休憩を入れます。

○委員長（佐々木勝男君） ちょっと休憩をとりたいと、一呼吸入れたいと思います。

休 憩 午後5時44分

〔休憩中、三浦学校教育専門指導員 途中退席〕

再 開 午後6時00分

○委員長（佐々木勝男君） ただいまは休憩中でしたが、休憩は今終えて、先ほどのその他の2番目の件について、事務局からさっき御説明をいただいたことについては、一旦きょうの会議を閉じて、あとはフリートークをしてトーキングをして、次長さんのほうにまとめていただいて、それを報告してもらおうというようなことで進めたいと思います。そういうことで皆さんよろしいでしょうか。

（「いいです」の声あり）

はい、では。

○傍聴者 では、我々はこれで失礼します。

〔午後6時 1分 傍聴者2名 退席〕

○委員長（佐々木勝男君） ありがとうございます。

（「お疲れさまでした」の声あり）

それでは、7月の次回の定例会について日取りを決めておきたいと思います。

22日は登米合庁での会議がございます。

○3番委員（三浦昌明君） 最終週ですか。

○教育長（佐々木賢治君） 最後のほうがいいですね。7月11日には、環境審議会がありますので。

○委員長（佐々木勝男君） 11日に環境審議会があります。傍聴ができますので、よろしく。

○教育長（佐々木賢治君） 29日は都合が悪いです。

- 2 番委員（成澤明子君） 29日は、私もだめです。
- 委員長（佐々木勝男君） すると、7月30日か31日ですか。
- 3 番委員（三浦昌明君） 私は大丈夫です。31日で。
- 委員長（佐々木勝男君） 31日、水曜日、1時半ですね。それでは、次回の定例会は決まりました。以上で案件は終了でございますけれども、その他の件はありますか。

（「なし」の声あり）

ないですね。それでは、以上で、平成25年6月教育委員会定例会議を終了いたします。

午後 6 時 5 分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課 寒河江 克哉の調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成 2 5 年 8 月 2 2 日

委 員 長

署 名 委 員

署 名 委 員